

都道府県		市区町村名		1. 就学援助制度の周知方法													
				(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)								(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
				ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布		ケ. その他	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	
30	30	27	20	10	12	10	15	29	1	10	10	1	0	27	2	2	
新潟県	新潟市	○	○	○	○		○	○							○		
新潟県	長岡市		○	○				○							○		
新潟県	三条市	○	○		○	○		○							○		
新潟県	柏崎市	○	○		○		○	○							○		
新潟県	新潟市	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○		○
新潟県	小千谷市	○			○		○	○		○	○				○		
新潟県	加茂市	○	○		○		○	○		○	○				○		
新潟県	十日町市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		
新潟県	見附市	○	○		○		○	○		○	○				○		
新潟県	村上市	○	○	○			○	○		○	○				○		
新潟県	燕市	○	○				○	○		○	○		○	○	○		○
新潟県	糸魚川市	○	○	○			○	○		○	○				○		
新潟県	妙高市	○		○	○		○	○		○	○				○		
新潟県	五泉市	○	○		○	○		○		○	○				○		
新潟県	上越市	○	○		○		○	○		○	○		○	○	○		○
新潟県	阿賀野市	○				○		○							○		
新潟県	佐渡市	○	○				○	○		○	○		○	○	○		
新潟県	魚沼市	○	○			○		○		○	○		○	○	○		
新潟県	南魚沼市	○	○			○		○		○	○		○	○	○		
新潟県	胎内市	○		○	○			○							○		
新潟県	聖籠町	○	○					○	○						○		申請期間を設定して受け付けるのが原則だが、転入や収入が急変した場合は随時申請を受け付ける。 随時の場合、認定月以降分から援助
新潟県	弥彦村	○						○	○						○		
新潟県	田上町	○	○					○	○		○	○			○		
新潟県	阿賀町	○	○					○	○		○	○			○		
新潟県	出雲崎町	○									○	○			○		
新潟県	湯沢町	○	○					○	○						○		
新潟県	津南町	○		○				○	○						○		
新潟県	刈羽村	○		○				○	○						○		
新潟県	関川村							○	○								
新潟県	粟島浦村								○						○		対象者無し

1. 就学援助制度の周知方法										
都道府県	市区町村名	(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるものを全てに○)							(6) キの内容	(7) 就学援助制度周知の工夫
		ア. 希望者が学校に提出(申請者のみ提出)	イ. 希望者が教育委員会に提出(申請者のみ提出)	ウ. 希望者が学校もしくは教育委員会に提出(申請者のみ提出)	エ. 全員が学校に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	オ. 全員が教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	カ. 全員が学校もしくは教育委員会に提出(申請の有無にかかわらず全員提出)	キ. その他(6)		
30	30	4	9	13	5	0	0	3	3	23
新潟県	新潟市			○						入学時に制度の案内を配るのとは別に、10月ごろに改めて全児童生徒に簡単な制度の案内リーフレットを配布している。
新潟県	長岡市		○						○	要保護については、生活支援を受けている家庭の児童生徒を年度当初に認定する。 ・パンフレット内で就学援助の認定基準を、家族構成・総所得金額の例を複数用いて説明している。 ・外国語のパンフレット・申請書を作成している。
新潟県	三条市			○						年度末に、児童生徒を通じた全ての保護者へ、制度のお知らせと申請書を配布している。
新潟県	柏崎市			○						毎年度、全児童生徒に制度周知のお知らせ及び申請書を配付している点。自治体の広報誌により周知をしている点。
新潟県	新潟市				○					援助対象となる年間所得の目安額等を記載
新潟県	加茂市			○						
新潟県	十日町市	○								
新潟県	見附市			○						・援助となる年間所得の目安額等を記載 ・各費目の援助予定額の記載 毎年度、全児童生徒に就学援助制度の周知文書の配付、援助対象となる世帯の年間所得額と収入額の目安額の記載、各費目の年間援助額の目安を記載
新潟県	村上市		○							
新潟県	燕市			○						案内文書に援助対象となる年間所得の目安額・各費目の援助額・年間総援助額を記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している
新潟県	糸魚川市			○						児童扶養手当の新規申請者へ窓口で制度説明を行っている。
新潟県	妙高市	○								
新潟県	五泉市			○						保護者へ配布するお知らせの内容について、認定基準参考例として家族構成に応じた目安額を記載している。 申請書の記載例を配布している。
新潟県	上越市	○	○	○						
新潟県	阿賀野市				○					特になし。
新潟県	佐渡市				○					援助対象となる年間所得の目安額(世帯人数、家族構成別)及び各費目の援助額(年額)を記載
新潟県	魚沼市			○					○	希望者が市役所窓口へ提出 保護者全員にメールで周知
新潟県	南魚沼市			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載、外国語の申請書を作成、【進級前に1回、進級後(新年度)に1回】の計2回案内配布、離婚届け提出時にお渡しする手続き案内に就学援助制度について記載
新潟県	胎内市				○					在校生には学校を通じ全員に申請書を配付し、希望の有無を確認している。新入学児童生徒についても、就学時健診の案内とあわせ、対象者全員に申請書を配付し希望の有無を確認している。申請案内には、対象となる所得の目安や、援助費目・金額を記載している。他課と連携し、住所異動や児童扶養手当の取得があった場合、情報共有し申請案内を行っている。
新潟県	聖籠町		○							・援助を受けられる年間所得の目安額について、世帯構成の例を数種類挙げて記載している。
新潟県	弥彦村		○							
新潟県	田上町	○								令和3年度より年2回就学援助制度書類を全児童生徒に配布している。
新潟県	阿賀町				○					援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載、転入者には就学援助制度を説明している
新潟県	出雲崎町		○							申請期限や方法等、重要な部分を太字表記やアンダーラインで強調している。 ・就学時健康診断や体験入学時に保護者に対して教育委員会職員が説明を行い、制度周知を図っている。 ・毎年3月頃、全校児童生徒を通じて保護者宛てに案内を配付している。
新潟県	湯沢町		○							
新潟県	津南町			○						援助対象となる年間所得の目安額等を記載
新潟県	刈羽村		○							児童扶養手当の担当者と連携して、申請を勧奨している。
新潟県	関川村		○							
新潟県	粟島浦村							○		対象者無し 特になし

都道府県 市区町村名		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																							
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																							
		<中学校>																							
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期					(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)							(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)					(6) エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他(2)	ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降		エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える。支給後に転居への対応など事務業務量が増加するから。	エ. その他(6)				
30	30	26	2	1	1	1	26	0	0	2	0	0	0	0	1	1	7	17	0	0	0	0	0	1	1
新潟県	新潟市	○					○										○								
新潟県	長岡市	○					○																		
新潟県	三条市	○					○										○								
新潟県	柏崎市	○					○										○								
新潟県	新発田市	○					○										○								
新潟県	小千谷市	○					○										○								
新潟県	加茂市	○					○										○								
新潟県	十日町市	○					○										○								
新潟県	見附市	○					○										○								
新潟県	村上市	○					○										○								
新潟県	燕市	○					○										○								
新潟県	糸魚川市	○					○										○								
新潟県	妙高市	○					○										○								
新潟県	五泉市	○					○										○								
新潟県	上越市	○					○										○								
新潟県	阿賀野市	○					○										○								
新潟県	佐渡市	○					○										○								
新潟県	魚沼市	○					○										○								
新潟県	南魚沼市	○					○										○								
新潟県	胎内市	○					○										○								
新潟県	聖籠町	○					○										○								
新潟県	弥彦村	○					○										○								
新潟県	田上町	○																							
新潟県	阿賀町	○					○										○								
新潟県	出雲崎町																						○		就学援助制度とは別に、町の事業として新入学生全員に「入学祝金」として給付しているため。
新潟県	湯沢町	○					○										○								
新潟県	津南町	○					○										○								
新潟県	刈羽村	○					○										○								
新潟県	関川村	○																							
新潟県	粟島浦村																						○		対象者無し

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																	(4) ソ、タ又は子 を回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項					
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																									
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学等で保護者がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件額を定めているもの(例:生活保護の1.3倍(係数(倍率)を(4)に記入して))	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの(例:生活保護の1.3倍(394万円)等)→係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他									
30	30	3	5	14	0	8	8	23	26	22	21	20	22	7	7	19	20	8	7	7	16	10	7	11	0	7	28	0	7	1				
新潟県	新潟市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			
新潟県	長岡市		○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			
新潟県	三条市					○		通常、前年所得で判定しているが、令和2年度のみ新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯については、直近の収入を所得換算し判定した。(認定基準は、従前と同様の世帯の所得が生活保護基準の1.2倍以下)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2			
新潟県	柏崎市					○		新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変は主に令和2年中に発生していると考えられるが、当該期間は令和3年度の就学援助の認定審査における所得基準の判定期間であり、仮に家計への影響が出ているとしたら、当該期間の所得に反映されているものと想定されるため、家計急変世帯の認定については対応を検討していない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			
新潟県	新発田市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.42	学校長が特に援助を必要と認める状態にあるもので委員会が認めるもの		
新潟県	小千谷市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3			
新潟県	加茂市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	病氣、災害等特別な事情により経済的に困窮していると認められる者		
新潟県	十日町市					○		対応の在り方について、昨年度に引き続き検討中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	見附市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	村上市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	燕市					○		通常は前年の所得をもとに判定を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響で今年になり家計が急変した世帯については、今年の収入をもとに判定を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	糸魚川市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	妙高市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	五泉市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	上越市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	阿賀野市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5		
新潟県	佐渡市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	魚沼市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	保護者に病氣、障害がある場合や保護者の転職、失業、解雇等により所得状況に著しく減が生じた場合など配慮が必要で、魚沼市教育委員会が就学援助を必要と認めるもの。	
新潟県	南魚沼市	○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	国民健康保険料の減免、児童扶養手当の全部支給	
新潟県	胎内市			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	令和3年度までは平成25年4月の基準を使用、令和4年度からは、当該年度の4月の基準を使用する予定としている。	
新潟県	聖籠町			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	弥彦村			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1		
新潟県	田上町					○		現在の町の認定基準で対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	当町は申請があった内容について、定例教育委員会で個別に審査している。所得状況、民生委員からの情報提供等家庭状況を総合的に鑑みて、認定が必要という判断があれば認定している。
新潟県	阿賀町			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	出雲崎町					○		令和2年度限定で制度設計をし実施したが、今後も要望等がある場合、令和2年度の基準に基づき運用を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	
新潟県	湯沢町			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	津南町					○		整備されておらず、検討もしていない。問い合わせもない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	刈羽村			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
新潟県	関川村			○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	経済的理由により特別な教育的配慮が必要であると教育委員会が認めたもの	
新潟県	粟島浦村					○		対象者無し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	対象者無し	

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
30	30	2
新潟県	新潟市	
新潟県	長岡市	
新潟県	三条市	
新潟県	柏崎市	要保護の対象者については、当市で随時把握しており、申請不要で認定としている。また、要保護での認定者に対しては、援助費目のうち修学旅行費及び医療費のみを支給対象としている。
新潟県	新発田市	
新潟県	小千谷市	
新潟県	加茂市	
新潟県	十日町市	
新潟県	見附市	
新潟県	村上市	
新潟県	燕市	
新潟県	糸魚川市	
新潟県	妙高市	
新潟県	五泉市	
新潟県	上越市	
新潟県	阿賀野市	
新潟県	佐渡市	
新潟県	魚沼市	
新潟県	南魚沼市	
新潟県	胎内市	
新潟県	聖籠町	
新潟県	弥彦村	
新潟県	田上町	
新潟県	阿賀町	
新潟県	出雲崎町	
新潟県	湯沢町	準要保護認定は前年の所得状況を基準としており、直近の家計状況を反映できる認定規定が今のところ無く、個別に相談を受けている状況。新型コロナウイルス感染症に伴う急激な家計悪化等の相談が増えてくると予想され、新たな認定基準を設けるか検討しているが、基準をどう設定するかが課題である。
新潟県	津南町	
新潟県	刈羽村	
新潟県	関川村	
新潟県	粟島浦村	